国民年金

国民年金保険料は忘れずに納めましょう

―口座振替の「早割」がお得で便利―

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の「第1号被保険者（農業や自営業者、学生など）」は、**月額16，590円**の保険料を納めなければなりません。

保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金や、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。納め忘れている方は早めに納めましょう。

保険料の納付には口座振替の「早割（はやわり）」がお得で便利ですので、ぜひご利用ください。これは、口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配もありません。

この「早割」制度を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や納付猶予を受けた期間中に、万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます（一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。）

●申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

●納付猶予制度

50歳未満で、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができます（失業等による理由を除く）。

・渋川年金事務所　代表
☎0279・22・1614

「人材開発支援助成金」（人への投資促進コース）の制度改正及び新設「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内

人材開発支援助成金について、令和４年12月より「人への投資促進コース」で助成金率を引き上げるなどの制度拡充が行われたほか、新規事業を展開するなどの事業主に対する支援として、「事業展開等リスキリング支援コース」が創設されました。

本助成金のご利用にあたりご不明な点がありましたらお問い合わせください。

《お問い合わせ先》群馬労働局職業対策課　☎027－210－5008

令和４年度　吾妻地域文化フェスティバル

町村の枠を超えた地域文化の発展と文化活動の充実を目指して、吾妻地域文化フェスティバルを開催いたします。これは平成10年度、18年度、23年度、28年度につづき、今回が５度目の開催となります。各町村の趣向を凝らした舞台や作品をご覧いただけます。

吾妻郡内各町村の文化協会会員による舞台発表と作品展示を一度に観賞できる貴重な機会です。皆様方の御来場をお待ちしております。

なお、新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、内容の変更や中止をする場合があることを、御承知おき願います。

【舞台部門】

●会　場
バイテック文化ホール（中之条町文化会館）大ホール

●期　日
令和５年２月26日（日）　午前10時～午後４時
※開会式典９：30～

●内　容
郷土芸能・舞踊・民謡・民舞・大正琴・コーラス・詩吟　等

【展示部門】

●会　場
バイテック文化ホール（中之条町文化会館）
ギャラリー・展示室・大会議室・小会議室・講座室

●期　日
令和５年２月25日（土）　午後１時～午後４時
２月26日（日）　午前９時30分～午後４時

●内　容
華道・盆栽・書道・短歌・俳句・切り絵・押し花絵・郷土文化・絵画・写真・陶芸・手工芸　等

《お問い合わせ先》
吾妻地域文化フェスティバル実行委員会事務局（吾妻郡文化協会事務局）
住所：吾妻郡中之条町大字中之条町664　吾妻教育事務所内
☎0279－75－3370

県営住宅３月定期募集のご案内

●入居可能日
当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。

●所在地・間取り・募集戸数・家賃
募集案内をご覧ください。

●入居資格
現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
※連帯保証人は不要です。
※単身での申し込みが可能です。
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ（https://www.gunma-jkk.or.jp/）をご覧ください。

●申し込み期間　令和５年３月１日（水）～15日（水）

●申し込み方法
所定の申し込み用紙をメールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出

●申し込み用紙・募集案内配布場所
県住宅供給公社（前橋市紅雲町）、県民センター（群馬県庁２階）、県土木事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など

●その他
入居者は公開抽選で選定します。
※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先　県住宅供給公社（住宅政策課）
☎027－223－5811　FAX027－223－9808

インボイス制度説明会のご案内

～　消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け　～

今まで消費税の申告をしたことがないなど、消費税の基本的な仕組みから知りたい方向けに、インボイス制度に関する説明会を開催します。

インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている場合は、こちらの説明会をお勧めしておりますので、ぜひご参加ください。

【説明会の主な内容】

・消費税の基本的な仕組み
・インボイス制度の基本的な事項

参加無料
事前登録制／先着順

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問い合わせ先
令和５年３月23日(木) 10時00分～11時30分	長野原町商工会 ２階　講習会等研修室 (長野原町大字長野原37-２)	40名 令和５年３月17日(金) 申し込み期限	中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)
令和５年３月23日(木) 13時00分～14時30分	長野原町商工会 ２階　講習会等研修室 (長野原町大字長野原37-２)	40名 令和５年３月17日(金) 申し込み期限	中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)
令和５年３月24日(金) 10時00分～11時30分	中之条町商工会 ２階　第１大会議室 (中之条町大字中之条町664-１)	40名 令和５年３月17日(金) 申し込み期限	中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)
令和５年３月24日(金) 13時00分～14時30分	中之条町商工会 ２階　第１大会議室 (中之条町大字中之条町664-１)	40名 令和５年３月17日(金) 申し込み期限	中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)

●**新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
●税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「２」を選択してください。
●駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120－205－553（無料）
【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。

【特設サイトへ】

（令和４年７月）

中之条税務署